

第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和4年9月15日（木）9時00分～9時50分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、多久和委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、山埜監督課長

片山賃金室長、長谷川賃金室長補佐

田中労働基準監督官、松村給付調査官

4 議 事

(1) 部会長・部会長代理の選出

(2) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会の運営について

(3) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について

(4) その他

5 資料目次

(1) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会委員名簿

(2) 鳥取地方最低賃金審議会運営規程

(3) 鳥取地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程

- (4) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書（写）
- (5) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
- (6) 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 適用事業場数・労働者数の経過表
- (7) 年度別最低賃金改正一覧表
- (8) 鳥取県の最低賃金（鳥取労働局作成リーフレット）
- (9) 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況
- (10) 消費者物価指数（全国・中国地方県庁所在地別総合指数、鳥取市10大費目指数、鳥取市時系列リスト、消費者物価指数の推移（鳥取市・全国））
- (11) 毎月勤労統計調査（全国・鳥取県）
- (12) 鳥取県内の雇用情勢（令和4年7月分）
- (13) 最近の雇用失業情勢（令和4年7月）
- (14) 鳥取県の経済動向（鳥取県）（令和4年9月号）
- (15) 鳥取県内の経済情勢（財務省中国財務局鳥取財務事務所）（令和4年7月）
- (16) 鳥取県の経済動向（R4.4～R4.9）、鳥取県内の経済情勢（R4.4、R4.7）
- (17) 鳥取県企業経営者見通し調査（鳥取県）（令和4年第3回）

6 議事内容

○長谷川賃金室長補佐 それでは、ただ今から第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日の委員の出席状況ですが、公益の佐藤委員と、労働者側の森本委員から欠席である旨連絡を頂いています。現時点で、9名の委員のうち7名の方に御出席いただいております。最低賃金審議会令第6条第6項の規定に基づく定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

また、本日の専門部会は公開の扱いとしていますが、傍聴の希望はありませんでした。

本日は第1回目の専門部会になりますので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの

間、事務局で議事を進行させていただきます。

議事に入ります前に、各委員の紹介をさせていただきます。

では、公益委員より御紹介いたします。石川委員です。

○石川委員 石川でございます。よろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 中野委員です。

○中野委員 中野です。どうぞよろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 続きまして、労働者代表委員を御紹介いたします。河村委員です。

○河村委員 河村です。よろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 多久和委員です。

○多久和委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 続きまして、使用者代表委員を御紹介いたします。田中委員です。

○田中委員 田中です。よろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 谷口委員です。

○谷口委員 谷口です。よろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 西本委員です。

○西本委員 西本です。よろしくお願いいたします。

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、議事に入ります。

議事の1番目、部会長及び部会長代理の選出については、最低賃金法第25条第4項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとされています。選挙の方法については、慣例により、委員から推薦を頂き、全ての委員の同意をもって決定しています。本年も同様の方法で進めたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。では、異議がないということで、部会長及び部会長代理について御推薦いただけますか。

○石川委員 昨年度に引き続き、佐藤委員に部会長を、中野委員に部会長代理をお願いできればと思いますが、いかがですか。

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。ただ今、石川委員から部会長に佐藤委員、部会長代理に中野委員を推薦いただきました。御異議なければ御承認いただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。全員の承認を頂きましたので、本日、佐藤委員が御欠席ですので、部会長代理として中野委員に進行をお願いしたいと思います。

その前に、中野部会長代理、御挨拶をよろしく申し上げます。

○中野委員 皆さん、おはようございます。これから専門部会を始めますけれども、どうぞスムーズな進行に御協力よろしく申し上げます。

○長谷川賃金室長補佐 ありがとうございます。それでは、中野部会長代理、この後の議事進行につきまして、よろしく願いいたします。

○中野部会長代理 では、次第に従いまして、議事の2番目、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の運営について、事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 まず、審議会及び議事録の公開、議事録の確認等についての説明をさせていただきます。専門部会及び議事録の公開及び議事録の確認については、本審議会と同様に、専門部会は公開し、議事録も個人、団体名などの個人情報に係るものを除き公開の取扱いとしたいと思います。また、議事録の確認に関しては、部会長及び部会長が指名した委員2名に確認していただくこととしています。本日、部会長が御欠席ですので、部会長代理から指名をしていただければと思っております。確認をよろしく願いいたします。

○中野部会長代理 ただ今の専門部会、議事録の公開、議事録の確認等について、事務局から本審議会と同様に扱いたい旨の説明がありましたが、皆さん、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野部会長代理 では、本審議会と同様に扱うということで進めていきます。

議事録の確認につきましては、労働者を代表する委員として河村委員、使用者を代表する委員として西本委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○西本委員 承知しました。

○中野部会長代理 ありがとうございます。

では、議事の3番目、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について、資事務局から説明をお願いします。

○片山賃金室長 特定最低賃金の改正決定の必要性に係る審議についての留意点を4点、

説明します。

まず、1点目として、鳥取地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の必要性の有無に関しては、各業界の方を交えて議論を深めていく形が望ましく、事情に合うということから、最低賃金法第25条第1項の規定による専門部会を設置して、その中で必要性の審議を行うこととしており、今年も専門部会を設置して審議を行うこととなります。

2点目として、必要性の有無については、昭和57年の中央最低賃金審議会の答申の了解事項において、必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、全会一致の議決に至るよう努力するとされており、全会一致以外の運用が行われていないということです。要するに、専門部会においては、議論が全会一致に至らない場合は、必要性が認められない旨の専門部会報告を本審に出していただき、本審において必要性の有無を判断し、答申をしていただくということになります。

3点目として、労使関係の申出に係る労働協約等における賃金の最低額が、当該特定最低賃金を引き上げることのできる上限の額ということになります。

ただ今、上限額の説明を申しましたが、4点目として、下限額について申し上げます。最低賃金法第16条において、決定又は改定される特定最低賃金額は地域別最低賃金額を上回るものでなければならないということが定められています。よって、改正決定の必要性ありの議決に達した場合、本審で専門部会報告を行い、答申、諮問を経て、当該専門部会において金額審議を行うこととなりますが、10月6日付けで発効になる地域別最低賃金854円から1円以上引上げを行うという御了解を頂いたということになりますので、御理解いただければと思います。

それでは、留意点は以上4点ですが、お配りしている資料により、申出以降の状況について、簡単に御説明させていただきます。まず、資料ナンバー2として、鳥取地方最低賃金審議会運営規程がございます。ここは御覧いただければと思います。また、資料ナンバー3といたしまして、鳥取地方最低賃金審議会専門部会運営規程がございます。こちらも、後ほど御覧いただければと思います。

資料ナンバー4が鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定申出書（写）です。御覧のように、7月25日に申出があり、同日受理したものです。申出は労働協約ケースです。申出において、労働協約による最も低い賃金額は、時間額902円です。この申出を受けまして、資料ナンバー5としていますが、7月29日に鳥取労働局長から鳥取地方最低賃金審議会会長に改定決定の必

要性の有無について諮問いたしました。諮問の後、資料ナンバー 7、及び資料ナンバー 8 のとおり、鳥取県最低賃金が時間額 8 5 4 円、令和 4 年 1 0 月 6 日発効ということで決定しました。以上です。

○中野部会長代理 ありがとうございます。委員の皆さんから、今の事務局の説明に対して何か質問等ありますか。

○河村委員 まず、必要性の審議についての注意事項等を、事務局から御説明をいただきました。最低賃金決定要覧の 2 0 5 ページを見ていただくと、先ほど説明がありました昭和 5 7 年に確認をされた中央最低賃金審議会での答申の了解事項の記載がありまして、1 です。最低賃金法第 1 6 条の 4 の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について、労働大臣又は都道府県労働局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨に鑑み、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする、というような記載がございますし、要するに、全会一致というルール御説明がありました。これは当然、全会一致にとどめるということで、今まで鳥取県においてもそのルールにのっとって運用をしてきましたし、そのとおりだと思います。

ただ、その文章には、必要性ありのみ全会一致という記載はありませんで、当然、必要性なしにおいても全会一致に至るという解釈だと思っています。要するに、関係労使の真摯な議論の上で結論を出していくということだと認識をしております。申出についてもこのような法的なルールにのっとって行うということになっているわけですから、そのルールにのっとってきちんと審議をしていくということだと解釈をしていますので、その点だけ少し御意見させていただきました。

○中野部会長代理 ありがとうございます。今の内容について、事務局から何かありますか。

○片山賃金室長 先ほどの私の説明で少し語弊があったかもしれません。基本的には全会一致を目指すということで、必要性ありだけを判断するというわけではございませんので、少し説明不足だった感があります。失礼いたしました。

○中野部会長代理 ありがとうございます。必要性ありのときだけではなくて、なしの場合も全会一致を目指すということで理解いただけたらと思います。

では、先ほどの事務局からの 4 点の留意事項を踏まえて、これから改正の必要性の有無について、労使それぞれの委員の方で審議していただくのですが、先ほど事務局から説明がありましたように、1 0 月 6 日から鳥取県最低賃金額は 8 5 4 円となりますので、改正

ありとなった場合には、改正額は855円以上になるというところをお願いいたします。

では、改正の必要性について意見を頂く前に、各側で協議が必要ですか。特にいいですか。

(なし)

○中野部会長代理 では、改正の必要性について、まずは労働者側の委員から意見を頂きたいと思います。

○多久和委員 申出書にもあるとおり、昨年の課題であったと聞いておりますが、賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数のところ、これが全体のおおむね3分の1以上とありますが、これは34.6%ということで、超えている状況ということで認識をしておりますので、この内容に基づいて、今後、公益委員と使用者側委員の皆さんとしっかりと御議論をさせていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○中野部会長代理 ありがとうございます。では、使用者側委員から意見ををお願いいたします。

○西本委員 結論からいくと必要性ありということで、しっかり議論しなくてはいけないと思っています。特に、地域別最低賃金が33円という大きな上がり方をしましたので、今年はかなり難しくなると思っています。例えば、足元ベースでいきますと、電子・デバイスでいくと、影響率が20.8%で、ここまでいくのかなとびっくりしました。そのような中で鳥取には大きな産業がありません。今回、いろいろな会社の方とお話をさせていただいたのですが、幸いなことに、優良な事業場ばかりで、それ以外のいろいろな事業場があると思いますし、その辺りの苦しいところがよく分かっていないというのもあるのですが、鳥取からやはりものづくりというものが失われるというのは、良くないということでした。言わば基幹産業的なものが衰退するというのは余り良くないので、いろいろな面でお知恵を出していただいて、私も勉強しながら良い結果が出れば良いと考えております。以上です。

○中野部会長代理 ありがとうございます。ほかの使用者側委員の方、意見のある方はおられますか。

(なし)

○中野部会長代理 ありがとうございます。今、使用者側、労働者側、それぞれから貴重な意見を頂きました。その中で、双方が必要性あり主張されたように思っています。また、専門部会を開いていく中で、改定額については、労使主体でしっかり協議していくという

意見を聞くことができました。

では、全会一致で改正の必要性ありという報告書を作りたいと思いますが、それによろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野部会長代理 では、事務局に報告書を作成していただきたいのですが、どれぐらい時間を取りますか。

○片山賃金室長 5分程度お時間を頂きたいと思います。

○中野部会長代理 では、5分間休会といたします。

[休 会]

○中野部会長代理 それでは、専門部会を再開いたします。

ただ今、必要性の有無についての専門部会の報告書(案)が配付されましたが、その内容について事務局で読上げをお願いします。

○片山賃金室長 (案)、令和4年9月15日、鳥取地方最低賃金審議会会長、佐藤匡殿、鳥取地方最低賃金審議会、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会部会長、佐藤匡。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(報告)。

当専門部会は、令和4年7月29日鳥取地方最低賃金審議会において付託された標記について、関係資料の検討等、慎重に審議を重ねた結果、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記以下に委員の皆様のお名前を挙げていますが、御覧いただいて御確認いただきまして、読上げを省略させていただきます。

それから、次のページには、審議の経過を記載していますが、こちらも御覧いただきまして御確認いただき、読上げを省略させていただきます。以上です。

○中野部会長代理 ありがとうございます。

それでは、ただ今読み上げていただいたこの内容にて、本審議会に専門部会報告として提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中野部会長代理 ありがとうございます。では、（案）を取っていただいたものを報告書として、本審に報告します。

では、最後の議事になります。議事の4番目、その他について、事務局からお願いできますか。

○片山賃金室長 ただ今、専門部会報告をいただきましたので、本日午前11時から予定しております第536回鳥取地方最低賃金審議会において、部会長から専門部会報告を行っていただきます。その後、審議会会長から労働局長宛てに答申を行っていただき、鳥取労働局長から審議会会長宛てに改正決定の諮問が行われましたら、第2回目以降の専門部会を開催していただき、金額審議を行っていただくこととなります。それで、第2回目以降の審議会日程についてですが、現在調整をしているところでございまして、日程が確定しましたら御案内させていただきます。

そのほか、本日御説明を行わなかった資料につきまして、若干説明します。

〔資料説明〕

○中野部会長代理 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明に対する質問、並びに委員の皆さんから発言等ありましたら、お願いしたいと思います。

○西本委員 消費者物価指数で思い出したのですが、直近の消費者物価指数前年比が総合で2.6%、それから生鮮食料品除く総合が2.4%、それからエネルギーを除く総合コアコアが1.2%です。一方で、企業物価指数は、先月が8.8%、速報値で今月が9.0%。昨日の新聞に出ていましたが、原材料それから特にエネルギーコスト、この辺りが昔の製造業が衰退していった一因ですので、こういうところはよく見ていかなければならないのと、地域別最低賃金では消費者物価指数がキーワードになったのですが、この特定最低賃金の場合はやはり企業物価指数がやや高止まり、それからエネルギーコスト、原材料の価格転嫁が進んでいないですし、一方で特に労務費もなかなか難しいと、正味発注元に対して言い出せないというのがある。ですから、こういったところも、私は団体職員なのでぼんやりとしたことしか言えないのですが、現場感覚も含めていろいろと議論の中ではしていきたいと思います。以上です。

○中野部会長代理 ありがとうございます。ほかの委員の方はいいですか。

○田中委員 頂いた資料の鳥取県内の経済情勢には「県内経済は、持ち直しつつある」と記載されてはいるのですが、肌感覚で恐縮ですが、コロナの状況、それから材料費の高騰、

それから、例えば海外とのお付き合いの中で為替差損であるとか、こういった部分を見ると、現実的に持ち直してきているのか、それとも何か苦しい中で企業として歩んできているのかというのは、非常にしっかりとした、要は確認が必要なのではないかなと思っています。ここで特に最低賃金に関わることで、人件費であるとかそういった部分、これが更に上がるということになると、本当に企業の体力を失っていくのではないかなという感じはしていますので、トータル的にやはり経済状況であるとか企業の状況というのを見ていただいて、しっかり議論させていただけたらと思っているのが一つと、もう一つは人の動きですね。要は、労働者という部分の、ものづくりに対するその労働者の枠というのが、以前よりもかなりシュリンクしてきているのではないかなと感じています。その中で、労働者の取り合いになっているというふうなところですね。例えば鳥取県、若しくは東部、中部、西部、この中で、要は鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金に該当する企業、体力がある企業はもちろんですが、その対象となる企業の、例えば下請負であるとか、協力会社であるとか、直接的には関係ないかもしれませんが、やはり最低賃金が上がることによって企業の変動が生じて、人件費が上がって、ではそこで下請負などに影響を及ぼすという可能性というのは全くないのかなということを見ると、やはりものづくりの、要は集合体という部分を、もう少し上から下まで見ながら正しい判断をしていけたらと思っています。

といいますのは、去年、中央最低賃金審議会の目安が28円、かなり今までにないような大幅な上がり方をしました。この上がったことよっての効果がどのようにあったのかなという感じはしています。昨年の議論の中で、初任給だとか、それから、上げていかないと格差だとか、又は労働者が集まらないとかということと言われる中で承認に至ったのですが、本当にその効果というのが、どこまで出ていて、今回31円ですかね、この金額を見据えた上で、本当にどこまでの効果があるからこれをやらないといけないのだということをしっかり理由付けしていただけたらありがたい。28円のアップについても、我々、使用者側については聞きました。ここまで上げる理由というか、上げられるというふうな合意が取れた理由というのは何なんですかという話をしたのです。ですけれども、何か腹に落ちるような回答はなかったような気がします。

ですので、本当に全体を見ながら、そしてしっかりしたその金額に対しても、戻ってみんなに納得していただけるような報告ができるような形にしたいと、私は思っていますので、是非よろしくをお願いします。

○中野部会長代理 ありがとうございます。

貴重な意見をどうもありがとうございます。今後の専門部会の中でしっかりと協議していけたらと思っております。

ほかの委員の方、ありますか。

○河村委員 私の方から2点少し提案をさせていただきたいと思います。

まず1点は、使用者側の委員も交代をされていますし、労働者側の委員も交代をしますので、できれば次回の第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会の前段になるのか、配分といいますか、配置はお任せしますので、この特定最低賃金の制度上のこととか、どういった歴史的な背景があるのかというようなところのレクチャーを事務局からしていただけると非常にやりやすいのかなと思っています。私も初めてこの最低賃金に関わったときは、非常に苦労しまして、やはり発言されている内容、言葉の意味がよく分からないところもありましたので、是非そういったレクチャーの機会を設けていただければということでそれが1点、提案です。

もう1点は、この特定最低賃金の審議においては、労使のイニシアティブということで近年といいますか、私がこの特定最低賃金に携わってからですから8年とか9年とかぐらいの間、ほぼ労使で、別室で協議をするという形が取られてきました。ただ、労働者側も、使用者側も、それぞれの立場での考え方というのはありますし、それががっちりかみ合うということもなかなか難しい場面もあります。そのために、公益側の委員に汗をかいていただくということもやはり必要なのではないかと考えておまして、他県の状況を少し聞いてみますと、労使で協議をするという県は、鳥取県以外はありません。他県は、公労、公使で協議をされ、調整役として公益の委員に入ってください。ただ、鳥取の場合は労使で協議をするという文化もありますので、必要に応じて労使できっちり議論をするという場面も設けていただくのは全然よろしいかと思いますが、やはり立場が違う三者ですので、それぞれの考え方をきっちり整理しながら、先ほど田中委員が言われたように、皆さんが納得できるような形に持っていける、そういった運営にしていけたらなと思っていますので、是非そういった運営を行っていただきますように要望させていただきます。以上です。

○中野部会長代理 ありがとうございます。

2点ありましたけども、1点目のそういうレクチャー的なものを事務局で準備していただけますか。

○片山賃金室長 分かりました。特定最低賃金に関する制度等ですね。今、御発言には歴

史も含めてというような意味ですか。

○河村委員 歴史というか、変遷ということですか。

○片山賃金室長 分かりました。では、第2回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会が始まった冒頭に、そういった時間を設けて、説明をさせていただきたいと思います。

○中野部会長代理 では、よろしくお願ひします。

あと、2点目の公益委員の関わり方というところですが、今日、佐藤部会長が欠席ですが、公益委員の中でも関わっていきたくてお願ひしておりますので、また公益委員で相談して、次回以降皆さんにお話ししていきたくてお願ひしています。

○高橋労働基準部長 2点目については、公益委員の関わり方につきましては事務局でも他県の審議状況を調べた上で、公益委員側と事務局でも考えていきたくてお願ひします。

それと、1点目の特定最低賃金の制度的な話と、特定最低賃金の役割といいますか、地域別最低賃金とは少し違う面もありますので、その辺も丁寧に事務局から説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○中野部会長代理 河村委員、よろしいですか。

○河村委員 はい、ありがとうございます。

○中野部会長代理 では、次回以降また進めていきたくてお願ひします。

特にならなければ、以上で終わりにしたいと思いますが、皆さん、朝早くからどうもお疲れさまでした。

では、専門部会を終了いたします。お疲れさまでした。